		仙台空港	600	900	1,300	1,650	1,800	
	岩　沼		300	900	1,200	1,600	1,950	2,100
亘　理		250	550	1,150	1,450	1,850	2,200	2,350

㈱　上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

１．⑵⑵イ乃至ホの表中、「菖蒲白岡」を「白岡菖蒲」に改める。

１．⑶を次のとおり改める。

⑶　割引制度

①　マイレージ割引

イ　割引をする自動車

ＥＴＣクレジットカード又はＥＴＣパーソナルカード（東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための東日本高速道路株式会社への登録がなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）。

なお、上記にいう「ＥＴＣシステム」は有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年８月２日建設省令第38号。以下「省令」という。）第１条に規定する有料道路自動料金収受システムを、「ＥＴＣクレジットカード」は東日本高速道路株式会社との契約に基づきＥＴＣカード（省令第２条第２項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が公告したＥＴＣシステム利用規程（平成20年12月１日。以下「利用規程」という。）第３条第１号に規定するＥＴＣカードをいう。以下同じ。）を発行する者から貸与を受けたＥＴＣカードを、「ＥＴＣパーソナルカード」は東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が契約に基づき共同で発行し、貸与するＥＴＣカードをいう（以下同じ。）。

ロ　割引率

⑴　ポイントの付与

イ）高速国道

料金の額50円毎に１ポイントを付与するものとする。

ロ）⑴の項中20から39までに定める路線（以下「一般有料道路」という。）

料金の額100円毎に１ポイントを付与するものとする。

ただし、平成18年４月１日から平成23年３月31日までの間については料金の額50円毎に１ポイントを付与するものとする。

ハ）平成23年３月19日から平成23年５月８日までの間に、イに定める自動車が、東北自動車道の佐野藤岡インターチェンジから宇都宮インターチェンジまで、常磐自動車道の岩間インターチェンジから水戸インターチェンジまで、東関東自動車道の茨城空港北インターチェンジ、北関東自動車道の佐野田沼インターチェンジ及び都賀インターチェンジから水戸南インターチェンジまで並びに東水戸道路の水戸南インターチェンジからひたちなかインターチェンジまでの各インターチェンジと関越自動車道の本庄児玉インターチェンジから前橋インターチェンジまで、上信越自動車道の藤岡インターチェンジから碓氷軽井沢インターチェンジまで及び北関東自動車道の前橋南インターチェンジから太田桐生インターチェンジまでの各インターチェンジ相互間を通行する場合は、イ）及びロ）に定めるポイントに加えて、１回の通行につき30ポイント、東北自動車道の佐野藤岡インターチェンジから宇都宮インターチェンジまで、関越自動車道の本庄児玉インターチェンジから前橋インターチェンジまで、上信越自動車道の藤岡インターチェンジから碓氷軽井沢インターチェンジまで、常磐自動車道の岩間インターチェンジから水戸インターチェンジまで、東関東自動車道の茨城空港北インターチェンジ、北関東自動車道の前橋南インターチェンジから太田桐生インターチェンジまで、佐野田沼インターチェンジ及び都賀インターチェンジから水戸南インターチェンジまで並びに東水戸道路の水戸南インターチェンジからひたちなかインターチェンジまでの各インターチェンジと北関東自動車道の足利インターチェンジ相互間を通行する場合は、イ）及びロ）に定めるポイントに加えて、１回の通行につき20ポイントを付与するものとする。

ニ）平成23年５月29日から平成23年７月３日までの間に、イに定める自動車が、東北自動車道の川口ジャンクションから矢板インターチェンジまで、関越自動車道の藤岡インターチェンジから前橋インターチェンジまで並びに北関東自動車道の前橋南インターチェンジから佐野田沼インターチェンジまで及び都賀インターチェンジから笠間西インターチェンジまでの各インターチェンジと首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から久喜市まで）の白岡菖蒲インターチェンジ相互間を通行する場合は、イ）及びロ）に定めるポイントに加えて、１回の通行につき10ポイントを付与するものとする。

⑵　ポイントによる割引

東日本高速道路株式会社が別に定める期間内にカード毎に付与されたポイントの累計数（別に定めるところにより他の会社等が一のカードに付与したポイントと合算して計算する。）に応じて、次表に掲げる額を還元する。

ポイントの累計数	還元額
100ポイント	200円分
200ポイント	500円分
600ポイント	2,500円分
1,000ポイント	8,000円分

②　大口・多頻度割引

イ　割引をする自動車

ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする者の自動車（ＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）。

なお、上記にいう「ＥＴＣコーポレートカード」は、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社（以下「３会社」という。）が別に定める約款により本割引の適用に関する契約を３会社のいずれかと締結した利用者が、当該契約に基づいて３会社のいずれかに届出がなされた利用規程第３条第１号に規定する車載器（以下「車載器」という。）を備え、かつ、当該車載器に利用するものとして３会社のいずれかから貸与されたＥＴＣカードをいう（以下同じ。）。